

南魚沼市監査委員告示第4号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成23年6月21日

南魚沼市監査委員 廣 井 正 一

南魚沼市監査委員 関 昭 夫

南魚監第44号
平成23年6月17日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 若井達男様

南魚沼市監査委員 廣井正一

南魚沼市監査委員 関昭夫

財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告する。

記

1 監査の対象

平成22年度において、南魚沼市が財政的援助の補助金等を交付した団体

2 監査実施団体

- (1) 財団法人 しゃくなげ湖畔開発公社
- (2) 社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会
- (3) 社会福祉法人 野の百合福祉会(野の百合保育園、めぐみ野保育園)
- (4) 社団法人 南魚沼シルバー人材センター
- (5) 財団法人 南魚沼市文化スポーツ振興公社

3 監査の実施日

平成23年6月2日から平成23年6月8日まで

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、各団体から提出された資料及び提示のあった関係帳簿・関係書類を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

5 監査結果

(1) 財団法人 しゃくなげ湖畔開発公社

交付された補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

(2) 社会福祉法人 南魚沼市社会福祉協議会

交付された補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

(3) 社会福祉法人 野の百合福祉会(野の百合保育園、めぐみ野保育園)

交付された補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

(4) 社団法人 南魚沼シルバー人材センター

交付された補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

(5) 財団法人 南魚沼文化スポーツ振興公社

交付された補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。